

トラック運送業における燃料サーチャージ 緊急ガイドライン

平成20年3月14日

平成24年5月16日改訂

国 土 交 通 省

目 次

はじめに(燃料サーチャージ制の導入の趣旨と必要性について)	1
-------------------------------------	---

第Ⅰ章. 燃料サーチャージの具体的な算出方法

(1) 基準となる燃料価格の設定	4
(2) 燃料サーチャージの改定条件の設定	4
(3) 車両燃費の把握	4
(4) 燃料サーチャージ額の算出	4

第Ⅱ章. 燃料サーチャージ導入の具体例

(1) 燃料サーチャージ導入の具体例	5
① 距離制運賃の設定例	7
② 時間制運賃の設定例	8
(2) 燃料サーチャージの設定・算出フロー	10

第Ⅲ章. 燃料サーチャージを導入した場合の手続き

運賃料金設定(変更)届出書の提出	14
------------------------	----

第Ⅳ章. 燃料サーチャージ導入事例集

導入事例	18
------------	----

第Ⅴ章. 適正取引相談窓口(燃料サーチャージ制推進事務局)

適正取引相談窓口(燃料サーチャージ制推進事務局)	29
--------------------------------	----

はじめに（燃料サーチャージ制の導入の趣旨と必要性について）

（１）燃料サーチャージとは

燃料サーチャージは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。

現状の燃料価格が基準とする燃料価格より一定額以上、上昇した場合に、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定または増額改定して適用するものです。

一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が基準とする燃料価格よりも低下した場合はこれを廃止します。

（２）燃料サーチャージ制を緊急に導入する必要性

①軽油価格高騰に対し運賃転嫁が困難

リーマンショック後の世界的金融不安による景気後退以降、下落に転じていた原油価格が最近、産油国の政治情勢不安等を背景に上昇傾向にあり、平成21年に1リットル83円程度であった軽油価格は、平成21年に比べ約5割弱上昇（30円/リットル上昇）しており、トラック産業においては、軽油価格が1リットル1円上昇するごとに約160億円の負担が発生することから、これまでに産業全体のコスト増は年間で5,000億円増加すると推計されます。しかし、トラック運送業者は荷主等に対し運賃交渉力が極めて弱いため、ほとんど運賃転嫁が進まず、運送事業者自らが負担せざるを得ない状況です。

②運賃の收受等取引の適正化が不可欠

また、トラック運送業については、平成16年4月から独占禁止法物流特殊指定及び下請法が適用されていますが、これまで運賃の「買いたたき」等の不適正取引の実態が明らかになっており、その是正を図ることが急務となっています。

③中小企業の底上げが急務

さらに、我が国の経済成長を持続可能なものとするためには、トラック運送業のような中小企業の成長力底上げが必要であり、このため軽油価格高騰分を含む適正な運賃收受が不可欠です。

③ 緊急かつ試行的な措置

以上のような状況に対処するためには、他の分野において広く導入されている燃料サーチャージ制をトラック運送業においても早急に導入する必要があり、緊急かつ試行的に、政府としてガイドラインを作成し、荷主及びトラック運送業者にその導入をはたらきかけていくこととしています。

(3)緊急ガイドラインの貨物自動車運送事業法上の位置付け・取扱い

貨物自動車運送事業法第26条において、国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、トラック事業者に対し、運賃・料金を変更することを命令することができるとされています。

さらに、事業改善命令の発動基準では、「他のトラック事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある場合」が規定されています。

その例として、

- ① 特定の市場を対象に、他の事業者の排除のみ目的として、一定期間にわたり継続的に著しく原価を下回るような極端な運賃・料金を提供して、その収奪を狙うようなもの。
- ② 同様のサービスを提供する他の事業者との関係において、著しく安く、継続的に過積載や過労運転など安全性を阻害した不当な条件での競争を前提としているもの。

が示されています。

今回、燃料サーチャージガイドラインを行政通達として発出し、これを遵守して、導入している事業者については、燃油費に関しては上記発動基準に該当しないものと推察されるので、この点を地方運輸局に周知し、これに沿った取扱いをします。

一方、燃料サーチャージ制を導入しない事業者については、燃油費に関しては、上記発動基準に該当するおそれが依然として残ります。

このため、必要に応じてまず事情聴取・調査を行った上で、上記①又は②に該当するおそれがあり、かつ、燃料サーチャージ制を導入しない事業者に対しては発動基準に該当するおそれがあるものとして、立入検査を行い、その結果、導入しないことについて合理的理由がなく、かつ、発動基準に該当すると判断された場合には、当該事業者に対し、燃料サーチャージ制の導入等適正な運賃への変更を指導するとともに、これに従わない場合は、同法第26条に基づく事業改善命令として燃料サーチャージ制の導入等適正な運賃への変更を命令することがあります。

(4)緊急ガイドラインの荷主に対する効力

貨物自動車運送事業法第33条の規定により処分を行う場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づきおこなわれたことが明らかである時や、違反行為が主として荷主の行為に起因すると認められ、かつ、貨物事業者に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、違反行為の再発の防止を図るために適当な措置を執るべきことを勧告することができるとされています。

燃料サーチャージ制を導入せず、かつ、貨物自動車運送事業法第26条の運賃・料金の変更命令の発動基準に該当した場合は、同条に基づき、燃料サーチャージ制

の導入等を命令しますが、それにもかかわらず、同命令を遵守しない場合は、同法第33条の規定により処分を受けることになります。

さらにそれが荷主の指示により行われている場合は、同法第64条の規定により国土交通大臣から当該荷主に対し再発防止のための勧告を行う「荷主勧告制度」が適用されます。

(5) 荷主等との燃料サーチャージ導入の協議等

以上のことから、燃料サーチャージを導入できていないトラック事業者においては、以下の具体的な算出方法を参考に、すみやかに燃料サーチャージ制に基づく運賃を算出し、荷主等に対し、燃料サーチャージ制の導入を協議するなどの対応を図る必要があります。また、燃料サーチャージを導入後は、貨物自動車運送事業報告規則に基づき、必要に応じ変更後の運賃を届出する義務があります。

(6) 荷主・元請・下請の関係者による協働のための枠組み

トラック運送業において適正な取引を推進していくためには、お互いに理解と信頼関係をもって進めていく必要があります。このため、中央・地方において、国土交通省、荷主・元請事業者・下請事業者によるパートナーシップ会議を設け、適正な取引を推進する基盤となる体制を構築することとしていますので、燃料サーチャージ制の円滑な導入を図るため、当該会議を情報収集等に積極的に活用するようお願いします。

(7) その他

個々のトラック事業者が、燃料サーチャージの導入又はその内容について個別に決定すること自体は、独占禁止法上の問題は生じないとされています。しかしながら、これらについて、事業者間で、又は事業者団体において、合意・決定すれば、独占禁止法上問題となるとされていますので、このような行為が行われないうちに十分に留意する必要があります。

第Ⅰ章. 燃料サーチャージの具体的な算出方法

(1) 基準となる燃料価格の設定

燃料サーチャージは燃料価格の変動幅(上昇額・下落幅)をもとに算出することから、変動幅を捉えるための基準となる価格(〇〇円/L)を設定します。

基準となる燃料価格には、次のような方法があります。

① 運賃届出時点の燃料価格を基準とする方法

(運賃届出をした以降、運賃が上昇及び低下しているケースが多く、現行の運賃との間に格差が生じているため、届出時点の燃料価格を基準とする考え方)

② 荷主企業と運賃契約を交わした時点の燃料価格を基準とする方法

(契約時に荷主・事業者が運送原価について、双方に理解があることを前提として、契約後の燃料価格の変動(上昇)については、想定外のコストと捉える考え方)

(2) 燃料サーチャージの改定条件の設定

燃料価格は短期間に、極端に日々変動するため、燃料価格の変動に応じてその都度改定するのではなく、ある一定の価格帯を設定し、その価格帯における算出上の燃料価格上昇額を適宜決めておきます。

価格帯の幅は、軽油価格の変化がどの程度運送費を押し上げるか等を判断して、決定します。

(3) 車両燃費の把握

燃料サーチャージ額を決めるために、自社の車両の燃費を把握します。

燃費は、荷主別、車種別に把握しておくことが望ましい。

同じ車種、運行でも、貨物量やエコドライブのレベルによっても変化するため、自社のデータを正確に把握しておくことが重要です。

また、基本的にトラック事業者の自助努力が求められることから、エコドライブを前提にした燃費をベースにすることが望ましい。

(4) 燃料サーチャージ額の算出

○距離制の燃料サーチャージ額は次の式で算出されます。

燃料サーチャージ額(円) =
走行距離(km) ÷ 燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)

○時間制の燃料サーチャージ額は次の式で算出されます。

燃料サーチャージ額(円) =
平均走行距離(km) ÷ 燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)

荷主等と継続的に契約している場合、平均走行距離を1日、1ヶ月、半期当たり等の期間実績で算出します。

第Ⅱ章. 燃料サーチャージ導入の具体例

(1) 燃料サーチャージ導入の具体例

(貸切運賃の基本条件の設定)

A社では、

- ① 基準となる燃料価格を〇〇円と設定
- ② 燃料サーチャージを改定する軽油価格帯のきざみ幅を設定(〇〇～〇〇円)
- ③ 燃料サーチャージの算出上の価格を設定
- ④ その価格帯における上昇額を算出
- ⑤ 併せて改定条件及び廃止条件を設定

- ・改定条件: 軽油ローリー価格(月平均調達価格)〇〇円/Lが基準時点より〇〇円/Lの幅で変動した時点で、翌月から改定します。
- ・廃止条件: 軽油ローリー価格(月平均調達価格)が〇〇円/L を下回った時点で、翌月から廃止します。

改定する価格帯 (A)	基準価格 (B)	燃料サーチャージ 算出上の価格(C)	算出上の燃料価格 上昇額(D)=C-B
(B) 未満	〇〇円	サーチャージを廃止	
(B)～〇〇円未満		(A 欄に示す幅の平均値)円	〇〇円
〇〇～〇〇円未満		〇〇円	〇〇円
〇〇～〇〇円未満		〇〇円	〇〇円
〇〇～〇〇円未満		〇〇円	〇〇円
〇〇～〇〇円未満		〇〇円	〇〇円
〇〇～〇〇円未満		〇〇円	〇〇円
〇〇～〇〇円未満		〇〇円	〇〇円
〇〇～〇〇円未満		〇〇円	〇〇円

※上記C欄には、A欄に示す幅の平均値を例示しましたが、幅の範囲内での設定が可能です。

参考：＜国土交通省資料 軽油価格（消費税課税前）の推移＞

年度別軽油価格平均（全国）

（単位：円/L）

年度	スタンド	ローリー	カード
1990年度（H2年度）		60.07	
1991年度（H3年度）		56.52	
1992年度（H4年度）		54.67	
1993年度（H5年度）		55.89	
1994年度（H6年度）		58.94	
1995年度（H7年度）		57.47	
1996年度（H8年度）	67.78	61.64	67.35
1997年度（H9年度）	68.75	60.94	68.13
1998年度（H10年度）	63.66	56.37	63.09
1999年度（H11年度）	63.78	57.04	63.25
2000年度（H12年度）	68.76	62.62	68.70
2001年度（H13年度）	69.12	62.21	68.79
2002年度（H14年度）	69.40	62.56	68.83
2003年度（H15年度）	70.51	63.70	69.95
2004年度（H16年度）	76.42	70.23	74.83
2005年度（H17年度）	88.70	83.57	87.08
2006年度（H18年度）	97.95	91.92	96.33
2007年度（H19年度）	106.68	100.07	104.18
2008年度（H20年度）	115.58	107.58	112.46
2009年度（H21年度）	88.97	82.86	88.74
2010年度（H22年度）	100.34	93.82	100.08
2011年度（H23年度）	110.41	103.34	109.60
（平成24年3月第4週実績）	119.54	112.47	118.57

※ スタンド：ガソリンスタンドの販売価格

ローリー：タンクローリー車で、顧客の会社等のタンクに直接納入する際の価格

カード：ガソリンスタンドのカード払い販売価格（元売石油会社等が発行する特別購入カードを使用する契約購入価格）

<①距離制運賃の設定例>

距離制の燃料サーチャージ額は次の式で算出されます。

* 燃料サーチャージ額 ○○円＝

走行距離(Km)÷ 燃費(Km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)

(設定例)

A社では、中距離に使用している4トン車の燃費は○○(Km/L)、10トン車の燃費は○○(Km/L)でした。

走行距離○○(kmまで)を燃費○○(Km/L)で割って、燃料消費量を算出し、これに算出上の燃料価格上昇額○○(円/L)を乗じて燃料サーチャージ額を算出し、現に適用している運賃に加算することとしました。

(4トン車及び10トン車)

燃料サーチャージ額○○円＝

走行距離○○(kmまで)÷燃費○○(Km/L) × 算出上の上昇額○○(円/L)

<A社の距離制運賃(4トン、10トン)の燃料サーチャージ設定例>

単位:円

キロ程 \ 車種 燃費	4トン車 ○○km/L	10トン車 ○○km/L
○○kmまで	○○円	○○円
○○km	○○円	○○円
○○○km	○○円	○○円
○○○kmを超え○○○km まで○○kmまでを 増すごとに	○○円	○○円

※四捨五入、又は端数を切り上げ or 端数を切り下げ

<②時間制運賃の設定例>

時間制の燃料サーチャージ額は次式で算出されます。

* 燃料サーチャージ額 ○○円＝

平均走行距離(Km)÷燃費(Km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)

→ 荷主等と継続的に契約している場合、
平均走行距離を1日、1ヶ月、半期当たり等の期間実績で算出します。

(設定例1)

B社では、ルート配送のために貸切契約をしている2トン車と4トン車に燃料サーチャージを設定しました。

2トン車6台、4トン車2台を常時使用していますが、その1台あたりの燃費は2トン車○○(Km/L)、4トン車○○(Km/L)でした。

1日当たりの平均走行距離を調べてみると、2トン車が○○(Km)、4トン車が○○(Km)でした。

平均走行距離(Km)を燃費(Km/L)で割って、1日あたりの燃料消費量を算出し、これに算出上の燃料価格上昇額(円/L)を乗じて燃料サーチャージ額を算出し、現に適用している運賃に加算することとしました。

(2トン車及び4トン車)

1日貸切契約の燃料サーチャージ額○○円＝

平均走行距離○○(Km)÷燃費○○(Km/L)×算出上の上昇額○○(円/L)

<B社の時間制運賃(2トン、4トン)の燃料サーチャージ設定例>

車種 燃費	2トン車 ○○km/L	4トン車 ○○km/L
1日貸切契約	○○円	○○円
前提 としての平均 走行距離	○○km	○○km

※四捨五入、又は端数を切り上げ or 端数を切り下げ

(設定例2)

時間制運賃においても、距離制運賃の設定例と同様の方法で燃料サーチャージを設定し、現に適用している時間制運賃に加算する方法も考えられます。

C社では、2トン車と4トン車に燃料サーチャージを設定しました。

2トン車は5台、4トン車は8台常時使用していますが、その1台あたりの燃費は2トン車〇〇(Km/L)、4トン車〇〇(Km/L)でした。

走行距離(Km)を燃費(Km/L)で割って、燃料消費量を算出し、算出上の燃料価格上昇額(円/L)を乗じて燃料サーチャージ額を算出しました。

(※C社は、距離制運賃の燃料サーチャージを設定しており、時間制の運賃に対しても、走行距離の実績に応じて燃料サーチャージを適用しました。)

(2トン車及び4トン車)

燃料サーチャージ額〇〇円＝

走行距離〇〇(Km)÷燃費〇〇(Km/L)× 算出上の上昇額〇〇(円/L)

<C社の時間制運賃(2トン、4トン)の燃料サーチャージ設定例>

単位:円

キロ程 \ 車種 燃費	2トン車 〇〇km/L	4トン車 〇〇km/L
〇〇kmまで	〇〇円	〇〇円
〇〇km	〇〇円	〇〇円
〇〇km	〇〇円	〇〇円
〇〇km	〇〇円	〇〇円
〇〇〇km	〇〇円	〇〇円

(2) 燃料サーチャージの設定・算出フロー

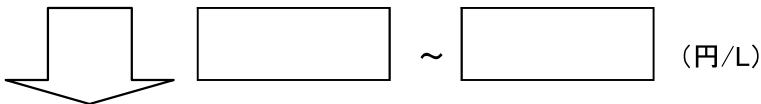
燃料サーチャージの設定・算出フロー

1. 基準となる燃料価格の設定……………(B)



(円/L)

2. 改定する価格帯(きざみ幅)の設定……………(A)



~(円/L)

3. 燃料サーチャージ算出上の価格の設定……………(C)

表1では(A)欄に示す幅の平均値を示したが、幅の範囲内の設定が可能



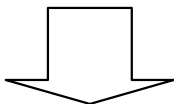
(円/L)

4. 燃料価格上昇額の算出……………(D)

$C - B =$ (円/L)

<表1>

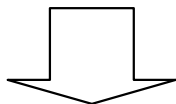
改定する価格帯 (A)	基準価格 (B)	燃料サーチャージ算出 上価格(C)	算出上の燃料価 格上昇額(D)
(B)未満	〇〇円	サーチャージ廃止	
(B)~〇〇円未満		(A)欄に示す平均値 C1 円	D1 円
〇〇~〇〇円未満		C2 円	D2 円
〇〇~〇〇円未満		C3 円	D3 円
〇〇~〇〇円未満		C4 円	D4 円
〇〇~〇〇円未満		C5 円	D5 円



5. 改定条件及び廃止条件の設定

改定条件：軽油ローリー価格（月平均調達価格）が価格帯の幅（A）を超えた時点で、翌月から改定します。

廃止条件：軽油ローリー価格（月平均調達価格）が基準価格（B）を下回った時点で翌月から廃止します。



6. 燃費の把握 (E)

自社の車種ごとの平均的燃費、メーカー公表の燃費等

<距離制運賃のサーチャージ額の算出>

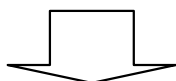
* 燃料サーチャージ額 (円) =

走行距離 ÷ 燃費(E) × 算出上の燃料価格上昇額(D)

÷ ×
(km) (km/L) (円/L)

※表2の各キロ程に対応する燃料サーチャージ額を算出します。

(表1の各算出上の燃料上昇額(D1～D5)ごとに表の作成が必要となります)



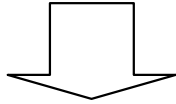
<表2> 距離制運賃の燃料サーチャージ

車種 燃費	2トン車 〇〇km/L	4トン車 〇〇km/L
キロ程		
〇〇kmまで	〇〇円	〇〇円
〇〇kmまで	〇〇円	〇〇円
〇〇kmまで	〇〇円	〇〇円
〇〇〇kmまで	〇〇円	〇〇円
〇〇〇kmを超え〇〇〇km まで〇〇kmまでを増すごと に	〇〇円	〇〇円

＜時間制運賃のサーチャージ額の算出＞

1. 燃費の把握

自社の車種ごとの平均的燃費、メーカー公表の燃費等



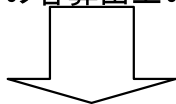
2. 平均走行距離の算出

荷主と継続的に契約している場合、各車種ごとの平均走行距離を1日、1ヶ月、半期等当たりで算出

* 燃料サーチャージ額		(円)	=	
平均走行距離	÷	燃費(E)	×	算出上の燃料価格上昇額(D)
	÷		×	
(km)		(km/L)		(円/L)

※1日当たりの燃料サーチャージ額を算出します。

(表1の各算出上の燃料上昇額(D1～D5)ごとに表の作成が必要となります)



＜表3＞時間制運賃の燃料サーチャージ

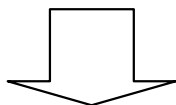
車種 燃費	2トン車 〇〇km/L	4トン車 〇〇km/L
1日貸切契約	〇〇円	〇〇円
前提とした平均 走行距離	〇〇km	〇〇km

※ 時間制運賃に距離制運賃の設定と同様な方法でサーチャージを設定する場合

設定している時間制運賃の基礎走行キロの条件に関わらず、走行距離に応じて、車種別距離別に燃料サーチャージを算出します。

* 燃料サーチャージ額 (円) = 走行距離 ÷ 燃費(E) × 算出上の燃料価格上昇額(D) (km) ÷ (km/L) × (円/L)

※ 表4の各キロ程に対応する燃料サーチャージ額を算出します。
 (表1の各算出上の燃料上昇額(D1～D5)ごとに表の作成が必要となります)



＜表4＞ 距離制燃料サーチャージ

キロ程 \ 車種 燃費	2トン車	4トン車
	〇〇km/L	〇〇km/L
〇〇kmまで	〇〇円	〇〇円
〇〇kmまで	〇〇円	〇〇円
〇〇kmまで	〇〇円	〇〇円

第Ⅲ章. 燃料サーチャージを導入した場合の手続き

＜運賃料金設定(変更)届出書の提出＞

燃料サーチャージは新たに設定する別建て制度のため、これを設定・変更した場合は、貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定により、30日以内に運賃料金設定(変更)届出書を国土交通省の地方運輸支局等の窓口に出す必要があります。

＜燃料サーチャージの設定に係る届出例＞

年 月 日

〇〇運輸局長 殿

事 業 者 名
代 表 者 名
電 話 番 号

運賃料金設定(変更)届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏 名 又 は 名 称 〇〇〇株式会社
住 所 〇〇県〇〇市
代 表 者 名 〇〇〇〇
2. 事業の種別
〇 〇 〇 〇
3. 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
〇 〇 〇 〇
4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 燃料サーチャージ(燃料油(軽油)価格変動調整金)
運賃及び料金の額 別 紙 ①
適 用 方 法 別 紙 ②
5. 実施年月日
平成〇〇年〇月〇日より実施
6. 設定を必要とする理由
燃料価格の高騰は、コスト削減努力によっては吸収できない水準となっていることから、
軽油価格の変動に応じた燃料サーチャージ(燃料油(軽油)価格変動調整金)を、荷主の
理解のもとに収受することで経営の健全化を図るため。

<燃料サーチャージ運賃料金設定(変更)届出書の別紙例>

< 別 紙 ① >

(運賃及び料金の額)

【 距離制運賃の場合の例 】

(単位:円)

キロ程	変動額	〇〇円				〇〇円		
	車種	Ot	Ot	〇〇t		Ot	Ot	〇〇t
	燃費	〇km/ℓ	〇km/ℓ	〇km/ℓ		〇km/ℓ	〇km/ℓ	〇km/ℓ
10 kmまで								
20 kmまで								
200 kmまで								
200 km超 500 kmまで 20 kmを増すごとに								
500 km超 50 kmを増すごとに								

< 別 紙 ② >

(適用方法)

【 距離制運賃の場合の例 】

- ① 基準軽油価格を〇〇円/ℓとし、現軽油価格が上昇又は下降した場合、変動額(算出上の燃料価格上昇額)は次表の軽油価格帯に応じた額とします。

(円/ℓ)

基準軽油価格		〇〇円						
軽油価格帯 (現軽油価格)	基準軽油価格	基準軽油価格	△△円/ℓ	〇〇円/ℓ	△△円/ℓ	〇〇円/ℓ	△△円/ℓ	〇〇円/ℓ
	未満	△△円/ℓ	〇〇円/ℓ	△△円/ℓ	〇〇円/ℓ	△△円/ℓ	〇〇円/ℓ	△△円/ℓ
		未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満
変動額	サーチャージ廃止	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円

- ② 燃料サーチャージの改定条件及び廃止条件は以下のとおり適用します。
- ・改定条件……………現軽油価格が価格帯の幅を超えた時点で、〇〇から改定します。
 - ・廃止条件……………現軽油価格が基準価格を下回った時点で、〇〇から廃止します。
- ③ 燃料サーチャージ額を次式により算出し、別途定め現に適用している運賃に対し増額又は減額します。

計算式: 現に適用している運賃料率の^キ×_ロ程(km)÷車種ごとの燃費(km/ℓ)×算出上の燃料価格上昇額(円/ℓ)

- ④ その他

第Ⅳ章. 燃料サーチャージ導入事例集

＜導入事例＞

燃料サーチャージ制を導入するトラック運送事業者は確実に増加している一方で未だ導入に至らない事業者も多数存在しております。本章において、実際に燃料サーチャージ制の導入に成功した事例をまとめましたので積極的に活用するようお願いいたします。

社名	事業	台数	導入時期	運賃の種類	軽油の基準 価格 (円あたり)	ポイント
A社	一般 特積み	301両 以上	H20.4～	特積み 貸切	65円	・粘り強い交渉 ・現場を熟知する物流マンのコミュニケーション力
B社	一般 特積み	約250両	H20.7～	貸切	63円	・輸送効率やコスト水準を数字で示す ・全車両にデジタコ導入
C社	一般	約100両	H20.7～	貸切	85円	・サーチャージ導入を契機に事業者の経営実態を知ってもらう
D社	一般	約100両	H20.8～	貸切	70円	・協力事業者への委託運賃にサーチャージ導入
E社	一般	301両 以上	H19～	個建て	100円	・積合せ個建て運賃に料率方式のサーチャージを導入
F社	一般	約20両	H20.4～	貸切	86円	・社会的な認知度の高まりでサーチャージ導入が加速
G社	一般	約40両	H20.10～	貸切	70円	・燃料サーチャージの導入は荷主とのコミュニケーションのチャンス
H社	一般	約50両	H20.8～	貸切	100円	・運賃値上げと燃料サーチャージを併せて導入

(適用方法)

【距離制運賃】

①基準軽油価格を65円/Lとし、現軽油価格が上昇又は下降した場合、変動額（算出上の燃料価格上昇額）は次表の軽油価格帯に応じた額とします。

単位：円

改定する価格帯 (A)	基準価格 (B)	燃料サーチャージ 算出上の価格 (C)	算出上の燃料価格 上昇額 (D) = C-B
65円 未満	65円	サーチャージを廃止	
65円～75円 未満		70円	5円
75円～85円 未満		80円	15円
85円～95円 未満		90円	25円
95円～105円未満		100円	35円
105円～115円未満		110円	45円
115円～125円未満		120円	55円
125円～135円未満		130円	65円

②燃料サーチャージの改定条件及び廃止条件は以下のとおり適用します。

- ・改定条件：軽油ローリー価格（月平均調達価格）65円/Lが基準時点より5円/L～10円/Lの幅で変動した時点で、翌月から改定します。
- ・廃止条件：軽油ローリー価格（月平均調達価格）65円/Lを下回った時点で、翌月から廃止します。

③燃料サーチャージ額を次式により算出し、別途定め現に適用している運賃に対し増額又は減額します。

計算式：現に適用している運賃料率の初程(km)÷車種ごとの燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)

④その他

燃料サーチャージ運賃料金設定届出書

適用方法

- ① 基準軽油価格を63円とし、現軽油価格が上昇又は下降した場合、変動額(算出上の燃料価格上昇額)は次表の軽油価格帯に応じた額とします

基準軽油価格		(円/L)													
基準軽油価格帯 (現軽油価格)	サーチャージ 廃止	63円/L													
		基準軽油 価格	63円/L	73円/L	83円/L	93円/L	103円/L	113円/L	123円/L	133円/L	143円/L	153円/L	163円/L	172円/L	未満
		72円/L 未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満
変動額		5円	15円	25円	35円	45円	55円	65円	75円	85円	95円	105円			

- ② 燃料サーチャージの改定条件及び廃止条件は以下の通り適用します

- * 改定条件.....軽油価格が価格帯の幅を超えた時点で、翌月から改訂します
- * 廃止条件.....軽油価格が基準価格を下回った時点で、翌月から廃止します

- ③ 燃料サーチャージ額を次式により算出し、別途定めた現に適用している運賃に対し増額又は減額します

$$\text{計算式: 現に適用している運賃料率のキロ程(km)} \div \text{車種ごとの燃費(km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額(円/L)}$$

B社

適用方法

- ① 基準軽油価格を85円/ℓとし、現軽油価格が上昇又は下降した場合、変動額(算出上の燃料価格上昇額)は次表の軽油価格帯に応じた額とします。

基準軽油価格		85円						(円/ℓ)
軽油価格帯 (現軽油価格)	基準軽油価格 85円未満	85円/ℓ	105円/ℓ	125円/ℓ	145円/ℓ	165円/ℓ	185円/ℓ	
		105円/ℓ	125円/ℓ	145円/ℓ	165円/ℓ	185円/ℓ	205円/ℓ	
		未満	未満	未満	未満	未満	未満	
変動額	サーチャージ廃止	10円	30円	50円	70円	90円	110円	

- ② 燃料サーチャージの改定条件及び廃止条件は以下のとおり適用します。
- ・改定条件……現軽油価格が価格帯の幅を超えた時点で、翌月から改定します。
 - ・廃止条件……現軽油価格が基準価格を下回った時点で、翌月から廃止します。
- ③ 燃料サーチャージ額を次式により算出し、別途定め現に適用している運賃に対し増額又は減額とします。

計算式: 現に適用している運賃料率の*₀程(km) ÷ 車種ごとの燃費(km/ℓ) × 算出上の燃料価格上昇額(円/ℓ)

設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

(1) 種 類

軽油価格変動調整金

(2) 運賃及び料金の額

車種ごとの燃費に基づき、(3)適用方法①の計算式により金額を設定する。

(3) 適用方法

- ① 基準軽油価格を70円/ℓ(平成16年8月購入実績価格)とし、現軽油価格が基準軽油価格より10円以上上昇又はその後に下降した場合に、②の変動額に応じて次の計算式により算出した金額(10円以下切り上げ)を別途定め現に適用している運賃に対し増額又はその後に減額する。

計算式: 現に適用している運賃率表のキロ程(km) ÷ 車種ごとの燃費(km/ℓ) × 軽油価格変動額(円/ℓ)

- ② 軽油価格変動調整金を変更する場合の現軽油価格は、変更しようとする月の1ヶ月前までの月の平均価格とし、同価格を基に次表により変動額を確定する。

基準軽油価格	70円(平成16年8月購入実績価格)							
現 軽 油 価 格	70円/ℓ超	80円/ℓ超	90円/ℓ超	100円/ℓ超	110円/ℓ超	120円/ℓ超	130円/ℓ超	140円/ℓ超
	80円/ℓ以下	90円/ℓ以下	100円/ℓ以下	110円/ℓ以下	120円/ℓ以下	130円/ℓ以下	140円/ℓ以下	150円/ℓ以下
変 動 額	10円	20円	30円	40円	50円	60円	70円	80円

- ③ 軽油価格変動調整金を変更した場合には、適用開始日を定め、荷主へ通知する等の事前の周知を図った上で適用する。

④ 実施日の実勢価格

平成20年 2月 1日に実施する軽油価格は95円(平成19年12月実績価格)とする。

適用方法

- ① 財団法人日本エネルギー経済研究所・石油情報センターが発表する、軽油の一般小売価格（月次調査）を指標とし、基準軽油価格を 100 円/ℓとします。
- ② 燃料サーチャージの改定条件及び廃止条件は以下のとおり適用します。
 - ・ 改定条件…現軽油価格が基準軽油価格を超えた時点で、当月請求分から改定。
 - ・ 廃止条件…現軽油価格が基準軽油価格以下になった時点で、当月請求分から廃止。
- ③ 燃料サーチャージ額を次式により算出し、別途定め現に適用している運賃に対し増額又は減額します。

計算式：現に適用している運賃×（現軽油価格－基準軽油価格）×0.25%

(適用方法)

① 基準軽油価格を86円/ℓとし、現軽油価格が上昇または下降した場合、変動額(算出上の燃料価格上昇額)は次表の軽油価格帯に応じた額とします。

基準軽油価格		86円									
軽油価格帯 (現軽油価格帯)	基準軽油価格	86円/ℓ	95円/ℓ	107円/ℓ	116円/ℓ	126円/ℓ	136円/ℓ	146円/ℓ	156円/ℓ	166円/ℓ	176円/ℓ
	未満 サーチャージ廃止	95円/ℓ 未満 5円	107円/ℓ 未満 15円	116円/ℓ 未満 25円	126円/ℓ 未満 35円	136円/ℓ 未満 45円	146円/ℓ 未満 55円	156円/ℓ 未満 65円	166円/ℓ 未満 75円	176円/ℓ 未満 85円	185円/ℓ 未満 95円
変動額											

② 燃料サーチャージの改定条件及び廃止条件は以下のとおり適用します。

改定条件……現軽油価格が価格帯の幅を超えた時点で、翌月から改定します。

廃止条件/……現軽油価格が基準価格を下回った時点で、翌月から廃止します。

③ 燃料サーチャージ額を次式により算出し、別途定め現に適用している運賃に追加して適用します。

計算式：現に適用しているキロ程(km) ÷ 車種ごとの燃費(km/ℓ) × 燃料価格上昇(円/ℓ)

F社

燃料サーチャージの適用方

1. 燃料サーチャージを以下の算出方法で設定した。

- ・ 基準価格 70 円/L とした。基準価格の考え方は、次の通りである。
平成17年2月1日・3月1日・4月1日の日経商品指数17種 軽油価格の平均値(小数点以下切捨)
- ・ 改定する刻み幅 5 円/L
- ・ 改定条件 改定の刻み幅 5 円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。
- ・ 廃止条件 軽油価格が 70 円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。
- ・ 計算式
距離制運賃: 走行距離(km)÷燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)
時間制運賃: 平均走行距離(km)÷燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表の通りである。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	上昇額
基準価格	70.0 円	—
～ 70.0 円	—	廃止
70.0 超 ～ 75.0 円	72.5 円	2.5 円
75.0 超 ～ 80.0 円	77.5 円	7.5 円
80.0 超 ～ 85.0 円	82.5 円	12.5 円
85.0 超 ～ 90.0 円	87.5 円	17.5 円
90.0 超 ～ 95.0 円	92.5 円	22.5 円
95.0 超 ～ 100.0 円	97.5 円	27.5 円
100.0 超 ～ 105.0 円	102.5 円	32.5 円
105.0 超 ～ 110.0 円	107.5 円	37.5 円
110.0 超 ～ 115.0 円	112.5 円	42.5 円
115.0 超 ～ 120.0 円	117.5 円	47.5 円
120.0 超 ～ 125.0 円	122.5 円	52.5 円
125.0 超 ～ 130.0 円	127.5 円	57.5 円
130.0 超 ～ 135.0 円	132.5 円	62.5 円
135.0 超 ～ 140.0 円	137.5 円	67.5 円
140.0 超 ～ 145.0 円	142.5 円	72.5 円
145.0 超 ～ 150.0 円	147.5 円	77.5 円
150.0 超 ～ 155.0 円	152.5 円	82.5 円

注1 : 燃料サーチャージの算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

注2 : 燃料サーチャージの上昇額は、(算出上の代表価格 - 基準価格)とした。

3. 燃料サーチャージ額を算出するために使用した自社の車両燃費は以下である。

車種	燃費(km/L)
1トン車まで	—
2トン車まで	6.00
3トン車まで	—
4トン車まで	5.00
5トン車まで	—
6トン車まで	—
8トン車まで	4.00
10トン車まで	3.00
12トン車まで	—
14トン車まで	—
	—
	—
	—

4. 時間制運賃を算出する上での条件(8時間制・4時間制、1日当たりの平均走行距離)

車種	8時間制	4時間制
1トン車まで	-	-
2トン車まで	100.0	50.0
3トン車まで	-	-
4トン車まで	100.0	50.0
5トン車まで	-	-
6トン車まで	-	-
8トン車まで	100.0	50.0
10トン車まで	100.0	50.0
12トン車まで	-	-
14トン車まで	-	-
	-	-
	-	-
	-	-

なお、月間チャーターの場合の稼働日数は、25 日として換算した。

5. 端数処理等

端数処理としては、円単位に少数を切り上げた。

6. 算出に当たっての、現在の(前提とした)軽油価格は、140 円である。

7. その他

この運賃の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

燃料サーチャージの適用方

1. 燃料サーチャージを以下の算出方法で設定した。

- ・ 基準価格 100 円/L とした。基準価格の考え方は、次の通りである。
 主な荷主と運送契約を締結した平成17年6月時点の軽油価格を基準とした。
- ・ 改定する刻み幅 5 円/L
- ・ 改定条件 改定の刻み幅 5 円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。
- ・ 廃止条件 軽油価格が 100 円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。
- ・ 計算式
 距離制運賃： 走行距離(km)÷燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)
 時間制運賃： 平均走行距離(km)÷燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表の通りである。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.0 円	—
～ 100.0 円		廃止
100.0 超 ～ 105.0 円	105.0 円	5.0 円
105.0 超 ～ 110.0 円	110.0 円	10.0 円
110.0 超 ～ 115.0 円	115.0 円	15.0 円
115.0 超 ～ 120.0 円	120.0 円	20.0 円
120.0 超 ～ 125.0 円	125.0 円	25.0 円
125.0 超 ～ 130.0 円	130.0 円	30.0 円
130.0 超 ～ 135.0 円	135.0 円	35.0 円
135.0 超 ～ 140.0 円	140.0 円	40.0 円
140.0 超 ～ 145.0 円	145.0 円	45.0 円
145.0 超 ～ 150.0 円	150.0 円	50.0 円
150.0 超 ～ 155.0 円	155.0 円	55.0 円
155.0 超 ～ 160.0 円	160.0 円	60.0 円
160.0 超 ～ 165.0 円	165.0 円	65.0 円
165.0 超 ～ 170.0 円	170.0 円	70.0 円
170.0 超 ～ 175.0 円	175.0 円	75.0 円
175.0 超 ～ 180.0 円	180.0 円	80.0 円
180.0 超 ～ 185.0 円	185.0 円	85.0 円

注1：燃料サーチャージの算出上の代表価格は、刻み幅の上限値とした。

注2：燃料サーチャージの上昇額は、(算出上の代表価格－基準価格)とした。

3. 燃料サーチャージ額を算出するために使用した自社の車両燃費は以下である。

車種	燃費(km/L)
1トン車まで	7.50
2トン車まで	7.00
3トン車まで	6.50
4トン車まで	6.00
5トン車まで	5.50
6トン車まで	5.00
8トン車まで	5.00
10トン車まで	5.00
12トン車まで	—
14トン車まで	—
2トン冷凍車	6.00
タンクローリー	3.00
	—

4. 時間制運賃を算出する上での条件(8時間制・4時間制、1日当たりの平均走行距離)

車種	8時間制	4時間制
1トン車まで	80.0	40.0
2トン車まで	80.0	40.0
3トン車まで	80.0	40.0
4トン車まで	100.0	50.0
5トン車まで	100.0	50.0
6トン車まで	100.0	50.0
8トン車まで	100.0	50.0
10トン車まで	100.0	50.0
12トン車まで	-	-
14トン車まで	-	-
2トン冷凍車	80.0	40.0
タンクローリー	100.0	50.0
	-	-

なお、月間チャーターの場合の稼働日数は、23 日として換算した。

5. 端数処理等

端数処理としては、10円単位に端数を四捨五入した。

6. 算出に当たっての、現在の(前提とした)軽油価格は、143 円である。

7. その他

この運賃の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

第Ⅴ章. 適正取引相談窓口(燃料サーチャージ制導入推進事務局)

<適正取引相談窓口(燃料サーチャージ制導入推進事務局)>

トラック運送業における荷主、元請事業者、下請事業者間の取引の適正化及び燃料サーチャージ制の導入を推進するため、下記のとおり、国土交通本省及び地方運輸支局等にトラック運送業者からの相談窓口を設置していますので、これらの相談に活用されるようお願いします。

	担 当 部 局	担当部課、運輸支局担当部署	〒	住 所	電話番号
1	自 動 車 局	貨物課	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8575
2	北海道運輸局	自動車交通部 貨物課	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎	011-290-2743
3		札幌運輸支局 輸送・監査担当	065-0028	札幌市東区北28条東1丁目1-1	011-731-7167
4		函館運輸支局 輸送・監査担当	041-0824	函館市西桔梗町555-24	0138-49-8863
5		室蘭運輸支局 輸送・監査担当	050-0081	室蘭市日の出町3丁目4-9	0143-44-3012
6		帯広運輸支局 企画輸送・監査担当	080-2459	帯広市西19条北1丁目8-4	0155-33-3286
7		釧路運輸支局 輸送・監査担当	084-0906	釧路市鳥取大通6丁目2-13	0154-51-2514
8		北見運輸支局 企画輸送・監査担当	090-0836	北見市三輪23-2	0157-24-7631
9		旭川運輸支局 輸送・監査担当	070-0902	旭川市春光町10-1	0166-51-5272
10	東北運輸局	自動車交通部 貨物課	983-8537	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-791-7531
11		宮城運輸支局 輸送・監査部門	983-8540	仙台市宮城野区扇町3丁目3-15	022-235-2515
12		福島運輸支局 輸送・監査部門	960-8165	福島市吉倉字吉田54	024-546-0343
13		岩手運輸支局 輸送・監査部門	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8-5	019-638-2155
14		青森運輸支局 輸送・監査部門	030-0843	青森市大字浜田字豊田139-13	017-739-1502
15		山形運輸支局 企画輸送・監査部門	990-2161	山形市大字漆山字行段1422-1	023-686-4712
16		秋田運輸支局 企画輸送・監査部門	010-0816	秋田市泉字登木74-3	018-863-5813
17	関東運輸局	自動車交通部 貨物課	231-8433	横浜市中区北仲通5-57	045-211-7248
18		東京運輸支局 輸送担当	140-0011	品川区東大井1丁目12-17	03-3458-9233
19		神奈川運輸支局 輸送担当	224-0053	横浜市都筑区池辺町3540	045-939-6801
20		埼玉運輸支局 輸送・監査担当	331-0077	さいたま市西区大字中釘2154-2	048-624-1032
21		群馬運輸支局 企画輸送・監査担当	371-0007	前橋市上泉町399-1	027-263-4440
22		千葉運輸支局 輸送・監査担当	261-0002	千葉市美浜区新港198	043-242-7335
23		茨城運輸支局 輸送・監査担当	310-0844	水戸市住吉町353	029-247-5244
24		栃木運輸支局 企画輸送・監査担当	321-0169	宇都宮市八千代1丁目14-8	028-658-7011
25		山梨運輸支局 企画輸送・監査担当	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-9	055-261-0880
26	北陸信越運輸局	自動車交通部 貨物課 (※)	950-8537	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号	025-285-9154
27		新潟運輸支局 輸送・監査部門	950-0961	新潟市中央区東出来島14-26	025-285-3124
28		長野運輸支局 輸送・監査部門	381-8503	長野市西和田1丁目35番4号	026-243-4642
29		石川運輸支局 輸送・監査部門	921-8011	金沢市入江3丁目153	076-291-7853
30		富山運輸支局 輸送・監査部門	930-0992	富山市新庄町馬場82	076-423-0893
31	中部運輸局	自動車交通部 貨物課	460-8528	名古屋市中区三の丸2丁目2-1	052-952-8037
32		愛知運輸支局 輸送担当	454-8558	名古屋市中川区北江町1丁目1-2	052-351-5312
33		静岡運輸支局 輸送・監査担当	422-8004	静岡市駿河区国吉田2丁目4-25	054-261-1191
34		岐阜運輸支局 輸送・監査担当	501-6192	岐阜市日置江2648-1	058-279-3714
35		三重運輸支局 輸送・監査担当	514-0303	津市雲出長常町六ノ割1190-9	059-234-8411
36		福井運輸支局 輸送・監査担当	918-8023	福井市西谷1丁目1402	0776-34-1602

(※) 北陸信越運輸局自動車交通部貨物課については、平成24年6月10日までは下記住所・電話番号になります。

(住所) 〒950-8537 新潟市中央区万代2丁目2-1 (電話番号) 025-244-7579

37	近畿運輸局	自動車交通部 貨物課	540-8558	大阪市中央区大手前4丁目1-76	06-6949-6447
38		大阪運輸支局 輸送部門	572-0846	寝屋川市高宮栄町12-1	072-822-6733
39		京都運輸支局 輸送・監査部門	612-8418	京都市伏見区竹田向代町37	075-681-9765
40		奈良運輸支局 企画輸送・監査部門	639-1037	大和郡山市額田部北町981-2	0743-59-2151
41		滋賀運輸支局 企画輸送・監査部門	524-0104	守山市木浜町2298-5	077-585-7253
42		和歌山運輸支局 輸送・監査部門	640-8404	和歌山市湊1106-4	073-422-2138
43	神戸運輸監理部	兵庫陸運部 輸送部門	658-0024	神戸市東灘区魚崎浜町34-2	078-453-1104
44	中国運輸局	自動車交通部 貨物課	730-8544	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-3438
45		広島運輸支局 輸送・監査担当	733-0036	広島市西区観音新町四丁目13-13-2	082-233-9167
46		鳥取運輸支局 輸送・監査担当	680-0006	鳥取市丸山町224	0857-22-4120
47		島根運輸支局 輸送・監査担当	690-0024	松江市馬潟町43-3	0852-37-1311
48		岡山運輸支局 輸送・監査担当	703-8245	岡山市中区藤原24-1	086-273-2113
49		山口運輸支局 輸送・監査担当	753-0812	山口市宝町1-8	083-922-5336
50	四国運輸局	自動車交通部 貨物課	760-0068	高松市松島町1丁目17-33 高松第2地方合同庁舎	087-835-6365
51		香川運輸支局 企画輸送・監査部門	761-8023	高松市鬼無町字佐藤20-1	087-882-1357
52		徳島運輸支局 輸送・監査部門	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1-1	088-641-4811
53		愛媛運輸支局 輸送・監査部門	791-1113	松山市森松町1070	089-956-1563
54		高知運輸支局 輸送・監査部門	781-5103	高知市大津乙1879-1	088-866-7311
55	九州運輸局	自動車交通部 貨物課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11-1	092-472-2528
56		福岡運輸支局 輸送部門	813-8577	福岡市東区千早3丁目10-40	092-673-1191
57		佐賀運輸支局 企画輸送・監査部門	849-0928	佐賀市若楠2丁目7-8	0952-30-7271
58		長崎運輸支局 輸送・監査部門	851-0103	長崎市中里町1368	095-839-4747
59		熊本運輸支局 輸送・監査部門	862-0901	熊本市東町4丁目14-35	096-369-3155
60		大分運輸支局 輸送・監査部門	870-0906	大分市大州浜1丁目1-45	097-558-2107
61		宮崎運輸支局 輸送・監査部門	880-0925	宮崎市大字本郷北方字鵜戸尾2735-3	0985-51-3952
62		鹿児島運輸支局 輸送・監査部門	891-0131	鹿児島市谷山港2丁目4-1	099-261-9192
63	沖縄総合事務局	運輸部 陸上交通課	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1-1	098-866-1836
64		陸運事務所 輸送部門	901-2134	浦添市港川512-4	098-877-5140